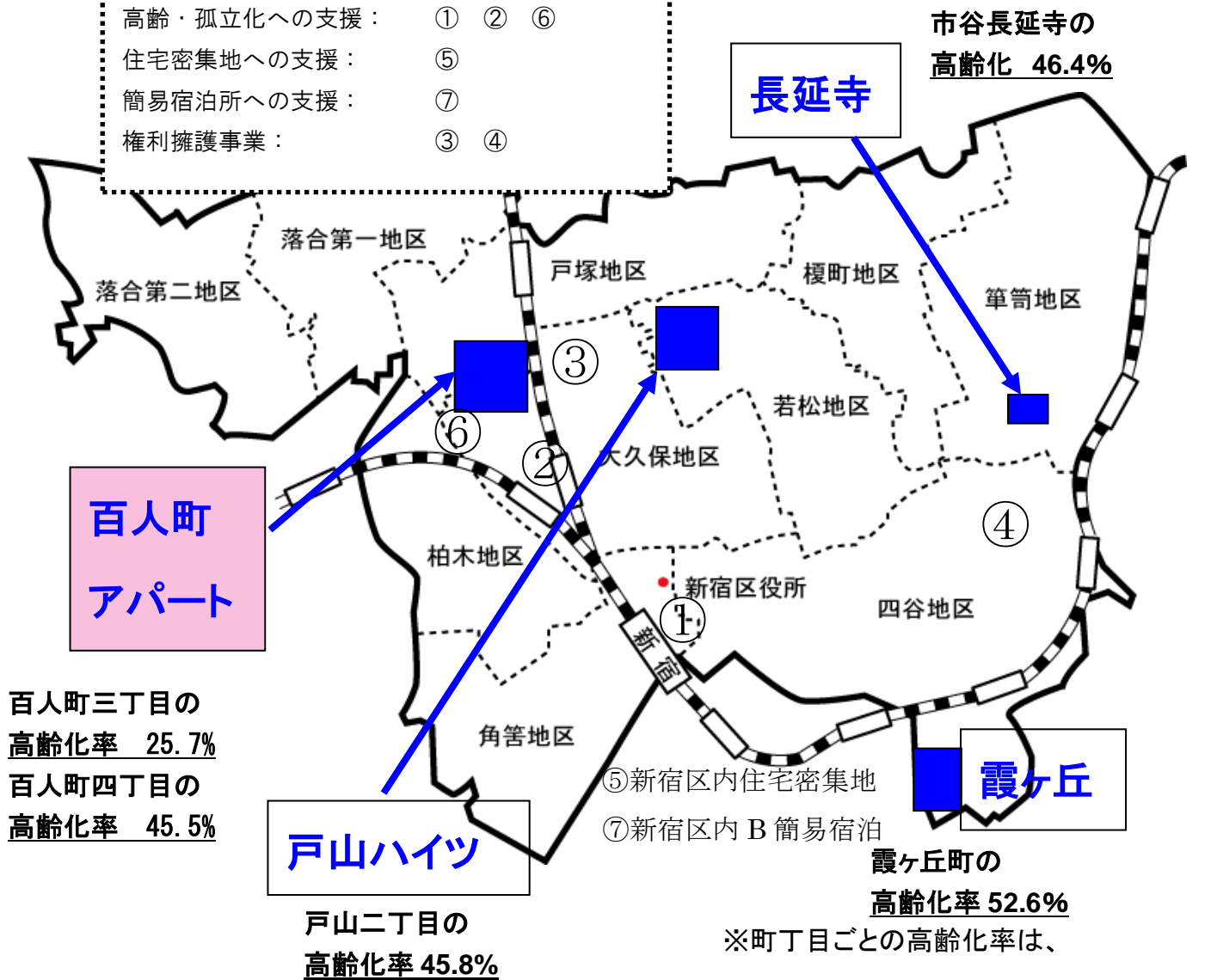


### 3-3 特定エリアの居住支援ニーズ調査

#### ■東京都新宿エリアの居住支援ニーズの設定

面積 18.23k㎡ 人口 318,053人  
 新宿区の高齢者人口 59,896人 (平成23年10月1日現在)  
 高齢化率 18.8% (平成23年10月1日現在)  
 一人暮らし率 38.3%  
 出所：平成22年国勢調査 人口基本集計結果 (年齢不詳除く)

※○内の番号はヒアリング番号に対応  
 高齢・孤立化への支援： ① ② ⑥  
 住宅密集地への支援： ⑤  
 簡易宿泊所への支援： ⑦  
 権利擁護事業： ③ ④



■茨城県つくばみらい市等エリアの居住支援ニーズの設定

面積 79.14k m<sup>2</sup> 人口 46,005 人  
 65歳以上の高齢者人口 9,981 人  
 高齢化率 21.7%  
 出所：住民基本台帳（平成 23 年 10 月 1 日現在）

※市街地  
 住み替えニーズ中・生活支援ニーズ中  
 新住民（稼働層多、中・高所得）

※○内の番号はヒアリング番号に対応  
 在住民への支援対策： ① ④  
 旧新住民への支援対策：① ②  
 新住民への支援対策： ① ③

※農村部  
 住み替えニーズ低・生活支援ニーズ高  
 在住民（高齢化率中、低所得）



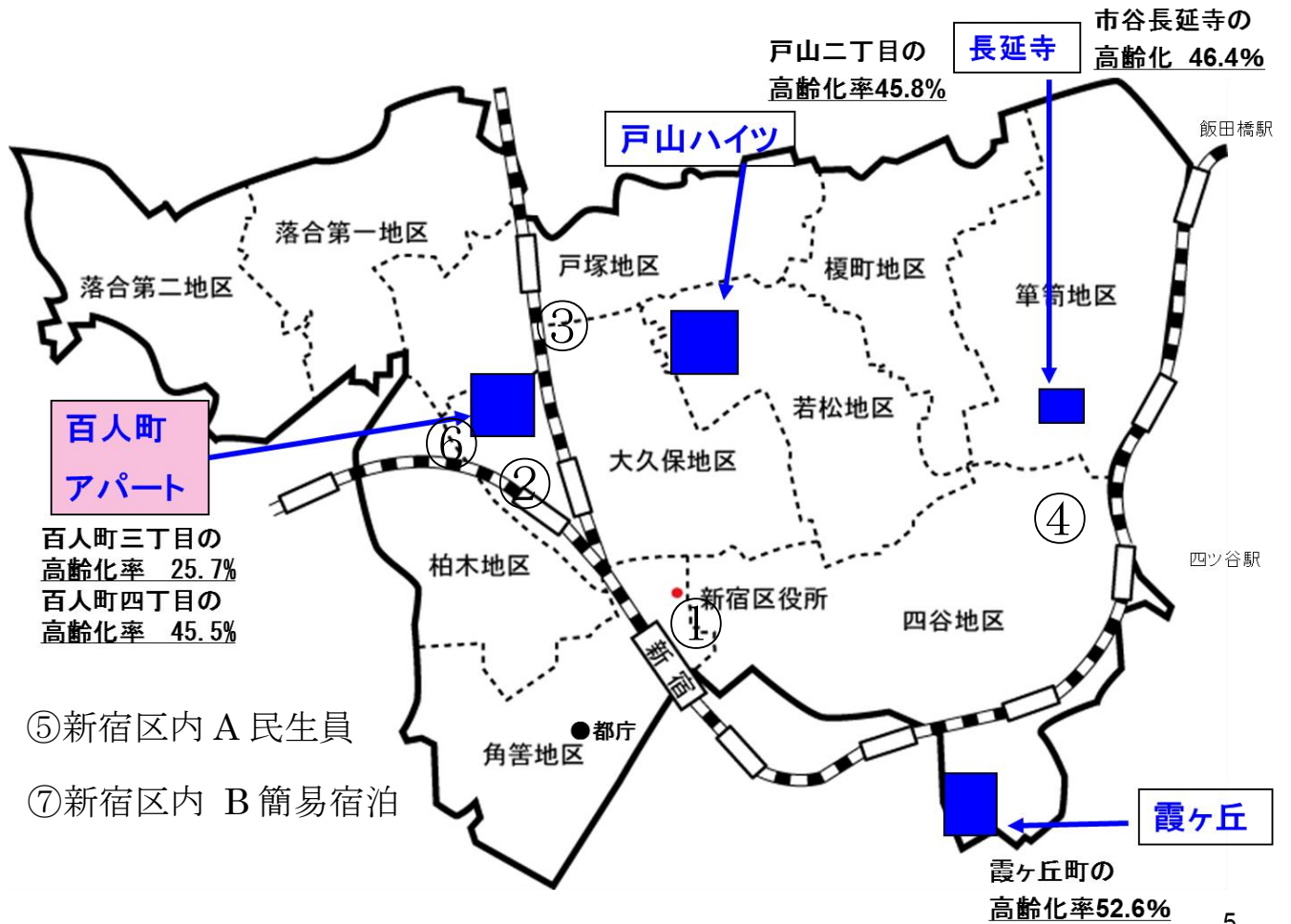
※つくばみらい市HP つくばみらい市あんしんマップ引用

市街地  
 住み替えニーズ低・生活支援ニーズ高  
 旧新住民（高齢化率低、中・高所得）

※旧市街地  
 住み替えニーズ高・生活支援ニーズ高  
 旧新住民（高齢化率高、低所得）

### 3-3-1 東京都新宿エリアの居住支援ニーズ調査

- ①新宿区役所高齢者総合相談センター
- ②新宿区大久保高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）
- ③新宿区成年後見センター
- ④公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
- ⑤新宿区 A 民生委員・児童委員
- ⑥都営百人町アパート連絡会・百人町3丁目アパート2号棟会
- ⑦新宿区内事業者 B 簡易宿泊所



[高齢・孤立化への支援]

(1) 新宿区役所 高齢者総合相談センター

居住支援の特徴

■おせっかいやき事業 孤立高齢者に対する『ぬくもりだより』の配布

・平成19年9月から事業開始。75歳以上の一人暮らしの高齢者を対象とし、自宅に訪問し、安否の確認を兼ねた情報誌「ぬくもりだより」を毎月2回配布。

第36号 平成21年2月15日発行  
発行：新宿区高齢者センター  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1  
電話：3209-1111

# ぬくもりだより

**散歩に出かけてみませんか**  
【尾崎紅葉旧居跡 横寺町4丁目】  
大江戸線では「半込神楽坂」駅「半込北町」が最寄り駅となり徒歩5分程の所があります。尾崎紅葉は明治十四年二月からこの地に移り住み、二十五歳でこの地に終焉しました。二月二十五日、この地で亡くなりました。三月十日、この地で火災が発生しました。足元にはお花がまはりに飾られていますので、充分お気をつけください。

**今日の献立** 野菜いっぱいのお豆腐  
高豆腐のおいしい季節が続いています。たまには違う食べ方をしてみませんか。ご紹介しますのでお楽しみください。

＜材 料＞ 2人分	
木綿豆腐...14丁	にんじん...2cm程
生しいたげ...1コ	油あげ...14枚
卵...1個	油...大さじ1/2
砂糖...小さじ1	こしょう...少々
青ネギ...適量	

- ① にんじん、しいたげ、油あげを細切りにし、豆腐は水気を切り、手で軽く潰しておく
- ② 卵に油を入れ、にんじんといいたげを軽く炒める
- ③ 卵に油あげを入れ、火が通れば豆腐を入れる
- ④ 砂糖、しょう油、こしょうで味をつける
- ⑤ 軽く潰いた卵を入れ、手早く混ぜる
- ⑥ 皿に盛り、みじん切りのネギを散らす

**くらしのききこ 豆知識**  
「顔の体操」  
(金色夜叉 ～尾崎紅葉～)  
以下の文より「は・ひ・ふ・あ・ほ」だけに○をつけてみましょう  
まだ よびながら まつたてる かどは  
いりように さしこめて、 ますぐに  
なが ひがしよりに にし、 よこたは  
れる たいどうは はきなるやうに も  
の かげを とどめず、いと さびし  
くも ゆききの たえたるに、 たえ  
ならず しげき くるもの せしりは、  
あるひは、せばしりし、 あるひは  
のみさし ねんがの かへりなるへく、  
まばらによるる ししだいこの とほひ  
ひきは、 はや きやうに つきぬる  
さんごにちを おむむがごとく、 その  
あはれさに ちひさき ほらわたは た  
だれぬべし。  
がんじつ かいせい、 ぶつか かい  
せい、 みづか かいせいと しるされ  
たる につきを けがして、 このそ  
がれより こがらは そよざいでぬ。

## 区からのお知らせ

### これで解決！家のなかの困りごと！

「掃除機が動かない」「お風呂の水がぬるい」「お風呂の排水が詰まる」「お風呂の排水が臭い」  
「お風呂の排水が臭い」「お風呂の排水が詰まる」  
「お風呂の排水が臭い」「お風呂の排水が詰まる」

こんな悩みなど抱えていませんか？  
『こんなことってどうだろう？と思うけど、外出しての相談ができない』『本人を連れてまで受診や相談をするのは大変...』などと思え、悩みを抱えたまま生活をしている方はいらっしゃいませんか？  
そんな時は、保健師・栄養士・臨床検査士におまかせあれ！悩み・疑問を解決させていただきます！

体の動き・自宅の改修アドバイスについては...  
理学療法士・作業療法士に！

食事のことについては...  
栄養士に！

入れ歯・むし歯・歯ぐきなどのことは...  
歯科衛生士に！

【対象】新宿区内在住の方で、訪問による相談を必要としている方  
【訪問日】リハビリ：2回/月 実施  
栄養・歯科：随時  
※訪問日時等は各保健センター（保健師）へご連絡ください。  
【費用】無料

【相談先】 お近くの保健センターへ  
半込保健センター：3260-6231 四谷保健センター：3351-5161  
西新宿保健センター：3369-7151 落合保健センター：3952-7161

**高齢者支援**  
新宿区では皆様方の困りごと解決にいろいろ取り組んでいます。今の健康状態をなるべく維持できるように、早めにご相談をお待ちしております。まだまだ寒い日が続きますが、風邪などひかないようにお気をつけください。  
次号の発行は、3月1日を予定しています。

■ほっとできるくつろぎの場所 『ほっと安心カフェ』

・戸山団地内14号棟・16号棟前の集会室で、住民が気楽に立ち寄れるカフェを開催。月3回、お茶とお菓子つき。



写真：平成22年度 厚生労働省白書より

## 取組み内容

### ■高齢者相談センター

- ・地域包括支援センターを高齢者総合相談センターという高齢者にもわかりやすい名称に変更。
- ・平成 18 年度より支援事業を実施しているが、制度的に介護予防に特化され実際に困窮状態に陥った人の支援が難しくなっている。そこで総合的な支援事業を行うための機能強化として、平成 22 年度から新宿区は独自に職員を倍増し強化している。
- ・第 5 期介護保険事業計画では、認知度向上と内容充実が課題。未だ高齢者総合相談センターの名前や活動が地域に浸透しておらず知らない人も多い。順次区有施設に場所を移行して認知度を上げていく。また現在高齢者総合相談センターは区内に 9 か所あるが人材育成による標準化を図っていく。
- ・高齢者総合相談センターを管轄している高齢者サービス課も福祉事務所の機能の一部を担い成年後見の区長申立て、老人福祉法に基づく措置を行っている。
- ・今後は、認知症高齢者の支援や区独自のサービス(高齢者保健福祉事業)を高齢者の現状ニーズに合ったものにしていきたい。

## 地域の居住状況

### ■新宿区内の居住特徴

- ・新宿区の特徴として、4 か所の大規模都営住宅団地がある。その中で旧戸山団地である百人町アパートと戸山ハイツが大きい。百人町アパートのある百人町および戸山ハイツは高齢化率が 40 ～50%と非常に高く、単身高齢者も多い。
- ・単身世帯は高齢者に限らず多い。その要因の一つは都内なので匿名性を求め、他人との関係を持ちたくない人が集まってくるということもある。単身世帯の割合は、全国平均では 15%だが、新宿区は倍の 30%。
- ・商店街の活動に特徴のある地域や高級住宅街がある地域がある一方、木造住宅の密集地域を抱えている地域もある。地域によっては、スポット的に困難なエリアがいくつかあると考える。
- ・駅を中心としてその周辺地域が外国人と木造住宅密集地域となっている地域もある。

## 居住ニーズ

### ■低所得高齢者の居住ニーズ

- ・高齢者部門(区役所)では、個別ケースの支援の中で居住ニーズの把握を行っている。
- ・調査すると、低所得高齢者もいるが、かなりの資産を有する高齢者もいる。そのため低所得高齢者のみをスポットに当てた支援施策では十分でないと認識している。
- ・一方で生活保護受給者の増加、大久保のアパート火災、たまゆら火災等、低所得高齢者の住宅の問題は大きい。また、国の施策の方向性としては地域包括ケアがあり、そのためには住宅が基盤となり、既存のサービスの見直しが必要となる。
- ・ホームレスより所得のやや高い低所得高齢者層の人数については、生活保護と違い区への申

請が無いため詳細は不明。新宿区では持家比率が70%。よって30%の借家ケースの中で、所得階層別に分けていくと絞込みはできていくかもしれない。

- ・所得は低くてもタンス預金等しており資産のある方もいるので、対象者の設定が難しい。貯蓄があっても使わない。本当はもう少し有効に使ってくれば生活の質も上がる可能性があるのだが。

## ■孤立した高齢者の居住ニーズ

- ・孤立の問題は高齢者に限らない。
- ・新宿区は孤独死防止に取り組んでいる。マスコミで盛んに報道された孤独死の問題の顕在化が契機。生き方として孤独死を選択する自由もあり、それ自体は悪いことではないとの議論もあるが「本人がコミュニケーションを求めているながらも、それが上手くいかず意に添わない形で孤独死してしまった」ということは問題である。孤独死が問題視され始めたのは阪神淡路大震災後の仮設住宅での孤独死からであり、新しい問題ではなく全国的に見守り支援の取り組みはある。新宿区でもいくつかの対策をしている。しかし既存のサービスでは救いきれていないのが現状。
- ・既存の見守りは配食サービス等の中での安否確認、民生委員、社協の見守り協力員、清掃事業者のごみ回収にともなうものなどがあるが、救い切れない。新たな見守りのネットワークを構築していく必要がある。
- ・そうした背景があり「ぬくもりだより」の配布を行い、ほっと安心ひろば事業を始めた。
- ・救い切れないことの要因として、これまでの行政が行う支援サービスは申請方式に依っている事が挙げられる。つまり本人が希望しない限り行政は対応できない。この問題を解消しない限り広く網掛けしていくことができない。よって百人町アパートでの活動はそういった前提を取っ払った。ぬくもりだよりの配布やほっと安心ひろば事業は「申請方式」ではない、行政側から「支援に踏み出した活動」である。
- ・民生委員の調査によると、高齢者の実態は様々で、働いている高齢者や、長期の旅行で不在のケースもあった。75歳以上の単身者が13,000人程度いるが、そのうち8,000人は見守り対象から外しても問題ないということだった。残りの5,000人が見守りの必要な対象者となる。
- ・新宿区内4か所の大規模都営住宅団地もそれぞれ課題は異なる。新住民のコミュニティとの断絶、高齢化による旧住民の活力低下等の課題がある。
- ・集合住宅は住民への働きかけが比較的やり易いが、戸建て住宅が主体の地域だと、現状のコミュニティの実態が未だつかめていない。自主的な組織による取り組みなどもあると思われるが、どこに働きかけると効果的なのかは今後の課題である。

## 居住支援ニーズ

### ■低所得高齢者に対する居住支援ニーズ

- ・新宿区における住宅に係る相談件数は年間百数十件前後で大きな増減はない。地域別の傾向はつかめていないが、木造民間賃貸の多い地域は多いのかもしれない。
- ・大家からの相談も多い。入居者の老人ホームを探して欲しいとか、賃貸契約のことなど。代替わ

りするとそれを機会とした建替え等の意向により生じる問題もある。

## 居住支援事業と機能

### ■孤立した高齢者に対する居住支援事業 『ぬくもりだより』 『ほっと安心カフェ』

- ・「ぬくもりだより」配布の効果は有効。区内全域に配布。
- ・ほっと安心ひろば事業であるコミュニティカフェの展開が集合住宅に対して有効で進めていく予定。集合住宅以外の地域への「たまりば」等の取り組み方法も考えている。
- ・既存のサロン事業や老人クラブは会員制等の閉鎖的なものが多かったが、コミュニティカフェは誰でも利用可としている。毎回 40～60 人の利用がある。
- ・百人町住宅では都営住宅建替えの間の受け皿にもなっており、その新規住民には大分浸透してきた。古くからの住民にはコミュニティがあるが、新規住民はコミュニティから絶たれがち。
- ・現在はコミュニティカフェの運営資金は新宿区が出している。協働している NPO がもともと地域にたまり場をつくるノウハウを有しており、年間 500 万円程度の予算をつけている。コミュニティカフェも含め、これから作る予定のたまり場も地域に根付いてきたら、いずれは自主的運営を視野に入れている。

### ■要介護高齢者に対する居住支援事業

- ・その人が地域でどのような暮らし方をしてきたのかという生活環境は、ケアが必要になってからの今後の生活や支援方法に大きな影響を与える。相当に認知症が進行した方でも、周囲の地域住民と関りがあり、見守りや世話などしてもらえていれば地域生活が成立している。その一方で、もともと地域との結びつきが薄いと、軽度の認知症等が原因によるちょっとしたトラブルでも、地域社会での生活が難しくなる傾向がみられる。

### ■入所施設による居住支援

- ・地域社会での生活が難しくなる場合の対応としては特養への入所になる。区内の待機者は 1,200 人強で、施設は区内 7 か所・500～600 床だが、区外に新宿区が整備費補助を出した施設もあり、受け入れを依頼できる。区外施設は待機者が少ない(区内の 10 分の 1 程度)ため比較的利用しやすい。しかし現在の所は待機者全体の 7、8 割が区内での生活を望んでいる。
- ・特養の多床室での生活費用は月額 6 万～8 万円程度。低所得者であればより低額で利用可能。個室は 15～16 万円程度。

### ■養護老人ホームによる支援

- ・新宿区(行政)による低所得高齢者への居住支援は選択肢として養護老人ホームがある。入居するとそこが終のすみかにつながり長期的には良いが、短期的にみると入居できるまでのつなぎの期間の対応が難しい。
- ・申し込みから入居までの期間は現状 1 年程度と言っている。本人が今いる所、本人の意思により

異なる。老人ホームでの生活は簡易宿泊所等と比べて自由が無いという点で躊躇する高齢者もいる。老人ホームへの入居希望を見極めるのにも時間が必要となる。

- ・入居希望の待機者は 100 人程度。他区は一桁のところもあり、ニーズは様ではない。
- ・養護老人ホームはその設立の由来的に建物そのものが古いため、高齢者向けの住環境ではない所も多い。

### ■都市型軽費老人ホームによる支援

- ・新宿区内にも都市型軽費老人ホームが 1 か所できるが、土地価格も高く、家賃補助も不十分なので高専賃など事業者の意向が無い。
- ・土地が高い区では住宅整備は難しい。都市型軽費老人ホームでも同様。
- ・現状、建て替えができない昔からの大家のところに低所得者が流れている。都市型軽費老人ホームもそういった昔からの大家の建て替えに働きかけるのだと思う。
- ・現在新宿区内で整備が進められている都市型軽費老人ホームは大久保地区にあるホテルの建替えによる。
- ・都市型軽費老人ホームの補助金は新宿区を通して申請することになる。
- ・入居の対象者は、賃貸契約の更新を拒否される人などが考えられるが、実際には生活保護受給者も対象になるだろう。
- ・新宿区としては都市型軽費老人ホームを増やしたいというよりは、支援の選択肢を増やしたいという意図の元に進めている。

### ■住まいによる支援

- ・住宅での受け皿は選択肢が少ない。
- ・新宿区では特別養護老人ホームの平均の月額利用費が 6～8 万円程だが低所得者向けの特別養護老人ホームの場合はもう少し安い所もある。しかし賃貸住宅の平均の月額利用費は 10～12 万円程になる。大家から契約更新を断られたという相談が来た場合、新宿区でできるのは養護老人ホームへの誘導ぐらいしかない。低所得の場合にはほとんど選択肢がない。
- ・運営者は確実にお金を払ってくれる人を望む。生活保護受給者ならばそれが確実。生活費も 10 万円超となり、低所得と言いつつも安定的な収入が必要。逆に元々の対象者と考えられるぎりぎり生活保護にならない低所得高齢者では安定した収入が見込めない。すなわち家賃収入が見込めないため、賃貸住宅事業者は低所得高齢者向け賃貸住宅建築を敬遠する。家賃の徴収が出来ないことを恐れているからである。
- ・立ち上がりは良くとも 10 年後、心身機能が落ち、医療ニーズが高くなった場合が心配。低所得者向けの賃貸住宅では家賃が安いので、一部屋でも空いているとすぐさま資金繰りが苦しくなってしまう。高齢となった入居者が入院した場合、事業者がどの程度持ちこたえられるのかが危惧される。
- ・新宿区ではホームレスも多いので、無料低額宿泊所などでの受け入れはそちらの需要で一杯の



状況にある。

## 居住支援の課題

### ■低所得高齢者に対する居住支援における課題について

- ・成年後見制度も同様だが、元気なうちから相談に来ることはまれであり、行政からアウトリーチしても自らの問題ととらえにくい。後見制度などの支援事業は全て契約方式であり、現在の高齢者にはなじみにくい。資産管理に報酬を払うという事が受け入れにくい。
- ・相談があれば地域包括を担当する職員も訪問が可能、定期的に関わることができる。
- ・民間の住宅事業者と行政との連携は難しい。国レベルでも国交省と厚労省がやっと始めたばかりである。住宅部門はハード面が担当という意識は昔ほど強固ではないものの未だある。例えば区の住宅行政が区立(旧)高専賃などを構想できるかといえば難しい。お金が無く住宅困窮者となると区営住宅に、という事になる。

## [高齢・孤立化への支援]

### (2) 大久保高齢者総合相談センター

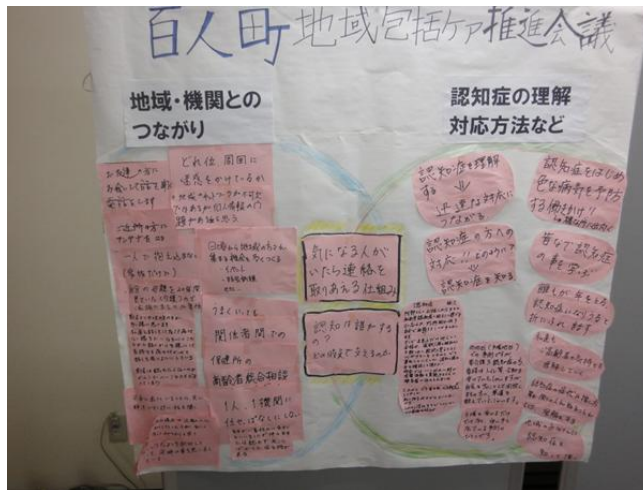
#### 居住支援の特徴

#### ■大久保地区のネットワーク

・大きくは百人町ネットワークと大久保ネットワークの2つ。その他公営住宅ネットワークもある。

##### ①百人町ネットワーク

- ・消防、警察、診療所、郵便局、社会福祉協議会、民生委員、保健センターで職種を超えたネットワークを構築。地域包括センターはあくまでもサポートとして参加。
- ・具体的な活動として、地域包括ケア推進会議を開催。地域課題を話し合う。特徴は多職種の集まり、目的は連絡を取り合いやすい環境づくり。



##### ②大久保ネットワーク

- ・自治会、診療所、保健センター、社会福祉協議会、民生委員で構成。
- ・具体的な活動として芋煮会開催。目的は、閉じこもりがちな高齢者に交流の機会提供と手作りの料理を食べてもらうこと。そこから相談に結びつくことも多い。



## 取組み内容

### ■高齢者相談センター

- ・新宿区に10箇所ある地域包括支援センターの1つ。
- ①総合相談支援業務:対象者は介護レベル関係なく、一般高齢者、特定高齢者、要支援高齢者、要介護高齢者のすべて。
- ②包括的・継続的ケアマネジメント支援業務:様々な機関とネットワークを作ることも重視。
- ③権利擁護業務:後見人制度、虐待の防止等の業務
- ④介護予防ケアマネジメント業務:要支援1、2の方の予防重視のケアマネジメント

## 地域の居住状況

### ■新宿区大久保地域の居住特徴

- ・集合住宅が多く、築40～50年の一軒家、簡易宿泊所等がある。高齢化率は18.6%と全国平均並みであり、若者向けの賃貸マンション、社員寮も多い。大別すると分譲マンションと公営マンションの2種類。
- ・高齢者が多く住んでいる地域は古い木造民家密集エリアと公営住宅。
- ・高級分譲マンションにも一人暮らしの高齢女性が多い。一人で生きていくと決意してマンションを購入したが、高齢化で最近相談が増加。防災センターから連絡が入ることが増えている。

### ■外国人の問題

- ・新宿区内に登録されている外国人3万人、内約1万人(30%)が大久保に在住。
- ・認知症を発症すると、日本語が通じなくなる。問題件数は増加傾向。

## 居住ニーズ

### ■低所得高齢者の居住ニーズ

- ・介護保険、医療保険を使っていない高齢者をピックアップした結果、木造住宅地に多いことがわかった。通常の賃貸借契約なので、認知症を発症すると部屋を汚す等の理由により追い出されてしまう人がいる。
- ・百人町アパートでは、昔からいる棟と新しい棟でコミュニティに違いがある。新しく引っ越してきた人は、まだコミュニティに入れていない。
- ・低所得高齢者の高齢化に伴い騒音、近隣住民との人間関係の悪化等の問題が進む。
- ・高齢化に伴い地域活動の役割を担えなくなる。共益費の集金、掃除当番等ができなくなる。一ヶ月に一回、世話人という役割が回ってくる。世話人は共益費を集金し金銭管理を行わなければならないが、金銭管理ができない。このように地域活動ができなくなってくる。
- ・新宿区大久保地域には歌舞伎町もあり、素性を知られたくないという人が多いと聞く。
- ・分譲マンションに一人で生活している方は、SOSを出すのが遅れることがある。
- ・公営団地では住宅費は所得に応じて変動するので、国民年金で一人暮らしでもなんとか質素に生きていられる。

## 居住支援ニーズ

### ■低所得高齢者に対する居住支援ニーズ

- ・市民後見人の講習会を開催し参加してきた人のほとんどが大家だった。高齢者の住人の鍵や通帳の管理をしている大家もいる。大家が高齢者をサポートしている現状も垣間見える。そのようなケースでは大家が代替わり(子供に継承するなど)すると、新しい大家が面倒を見切れないと追いつかれるケースも見受けられる。
- ・大家の高齢化の問題も存在する。賃貸経営ができなくなっている大家が増えている。
- ・大家が新宿に住んでいない。地方の特養に入ってしまったケースもある。そうなるとうかがった時に連絡が取れない。
- ・公営住宅に関しては一定のコミュニティができていて、団地の世話人とのつながりでかなり把握できる。その他、シルバーピア(運営者ワーデン)等があり情報が集約しやすいといえる。
- ・核家族化して一人暮らしが増えている中、住み慣れたところなるべく生活できるようケアマネジャー等と努力しているが、築40~50年の家からの引越しの場合、資産を売却しなければいけないケースもある。

## 居住支援事業と機能

### ■低所得高齢者に対する居住支援事業

- ・百人町アパートに「ほっとカフェ」を設置し、友達作りを通じてコミュニティを築く。カフェでグループワークを行い、だれか困っている人はいないですか?と間接的に聞くことで問題の発見につなげる。
- ・外に出てこない人に対する対応として、社会福祉協議会に登録する見守り協力員制度「みまもりさん」がある。大久保で50名が登録。最近は若い方が増えてきた。コーディネーターが調整する。引っ越してきて役に立ちたいという人等が登録している。

### ■ケアマネジャーによる居住支援

- ・新宿区の中だと地価が高く、新しい施設・住居の確保は望めない。
- ・ケアマネジャーに対して情報交換の場を提供し、有料老人ホーム、高専賃等の情報を随時得られるようにしている。看護師、ケアマネジャー、主任ケアマネジャー、社会福祉士、各々が交流会を設けて接点を深めている。
- ・県外の受け皿を探す際に、有料老人ホーム紹介所を通じて行うことがある。区内にはない。低所得向け有料老人ホーム紹介所に相談し、安価で生活できるところを紹介してもらうこともある。その他、新宿区の高齢者サービス情報課に聞くこともある。

### ■居住相談による居住支援

- ・公営住宅、分譲住宅だと生活スタイルは全く違うが、共通の問題意識を持っている。距離をとりながらも、一人で住み続ける困難さを理解してもらうことも地域包括支援の仕事。

- ・生活保護を受給している方は、生活福祉課が知っている不動産屋に相談し解決を図っている。
- ・大久保のほとんどの不動産屋は生活保護受給者でも利用可である。
- ・年齢 70 歳を超えると新規の賃貸契約が難しいのはどこも同じ。
- ・年金生活者は自分で探す場合や、相談員が同行し不動産屋に行くこともある。
- ・引越された場合は、先方の地域包括につなぐところまでが仕事と考えている。
- ・大家の都合や立ち退き等の住宅の問題で追い出された場合は、自分で探せる人は自分で、探せない場合は同行して不動産屋に行く、又は住宅課に相談に行く。担当の地域包括への引継ぎは必ず行う。
- ・木造住宅から移らないといけない人の多くは、2Fから1Fへの住み替えが多い。
- ・低所得高齢者の住居支援に理解のある賃貸住宅事業者や家主が相談員の情報を共有できるように社会資源マップの作成を予定している。

#### ■インフォーマルな取り組みによる支援

- ・家族会、家族介護者教室にインフォーマルな繋がりを持った方を呼ぶことが増えている。訪問歯科の会、司法書士会等を呼ぶことも増えている。普段触れられない情報提供、共有が図られ有用である。

#### ■成年後見制度による支援

- ・新宿区では成年後見制を利用する人は他の区より多い。
- ・任意代理契約(後見人が決まる前までの制度)を利用し、金銭管理をお願いするケースあり。
- ・任意後見人の相談が多い。例)娘にはお金を上げたくない等々
- ・相談員は権利擁護の受任ができないが、受任者にアドバイスはできる。身上看護の仕方を司法書士に伝えることに主眼をおく。

#### ■簡易宿泊所による支援

- ・低所得高齢者の住居として簡易宿泊所に行くケースがある。
- ・ホテルの一室に 8 人住んでいるところがある。しかし、しっかりと訪問診療、整形外科を紹介しサポートするところもある。
- ・利用者にお小遣いしか残らないようなやり方をしているところもあるが、介護度が重くても介護用シャワーチェアがあるところもあり、それぞれ内容は異なる。

### 居住支援の課題

#### ■低所得高齢者に対する居住支援における課題について

- ・住み続けることができること。現制度は安定した住宅が供給されることを前提に作られている。身体状態が変わったとき、生活スタイルに応じて柔軟に対応できる住宅が必要。例えば百人町アパートでは寝たきり状態になっても住み続けられる。
- ・低所得者用の住宅の供給が少ない。対策として小規模多機能型居宅介護事業所は有効であ

ろう。しかし、現在、新宿6丁目、7丁目に各1つずつあるが、その他の地域にはない。

- ・小規模多機能型居宅介護事業所は募集しても事業者がいない。建物整備費、ランニングコスト等の面から経営が難しいという判断になる。もっと小地域単位で小規模多機能を設置できないとその機能は十分には発揮されない。
- ・小さなSOSを出せる場所が何箇所できるか、いかに気楽に話せる場所を作るかが重要。「ほっと安心カフェ」を都から受託しているアラジン等があるが、サロン数がまだまだ少ない。もっと増やしていく必要がある。
- ・だれかが誰かを知っているゆるいネットワークが必要。責任を追及されるガチガチのネットワークは作りにくい。サロンで事業者同士が情報交換している。支援が円滑になっていく効果が期待できる。
- ・制度的な縦割の壁。生活福祉課、障害福祉課、介護保険課の連携をもっととっていくべき。区内がもっと仲良くするべき。制度同士がシームレスになるべき。

#### ■在日朝鮮・韓国、または韓国人コミュニティに対する居住支援における課題について

- ・あまり関わりを持っていない。問題があることは分かっている。
- ・新宿に住んでいる在日朝鮮・韓国人の利用者は、足立区にあるデイサービスを利用しているケースがある。
- ・ニューカマーの韓国人は大久保には住んでいない。家賃の安い地域に住んでいるのではないか。
- ・社会福祉士の方がサロンを運営し、在日朝鮮・韓国人に対する積極的な支援を行なっている例もある。

**ア〜ジョア〜  
サロン**

※日時：4月5日から、毎週火曜日 午後2時～4時まで  
※場所：大久保淀橋教会(ジョナサンがある所)  
※参加無料

※日時：5月12日から予定、毎週木曜日 午後2時～4時まで  
※場所：大久保三蔵住建第一ビル3F(ガソリンスタンド裏側)  
※参加無料

○ア〜ジョア〜サロンとは？  
ハングルで「ア〜ほっとする」という意味です。

○キャッチフレーズ  
地域の高齢者の方が集まって、お茶を飲みながら楽しくしゃべり合うサロンです。

お問い合わせ：OASIS RAY  
Tel.03-5272-6161 Fax.03-3202-8114

[権利擁護事業]

(3) 新宿区社会福祉協議会 新宿区成年後見センター

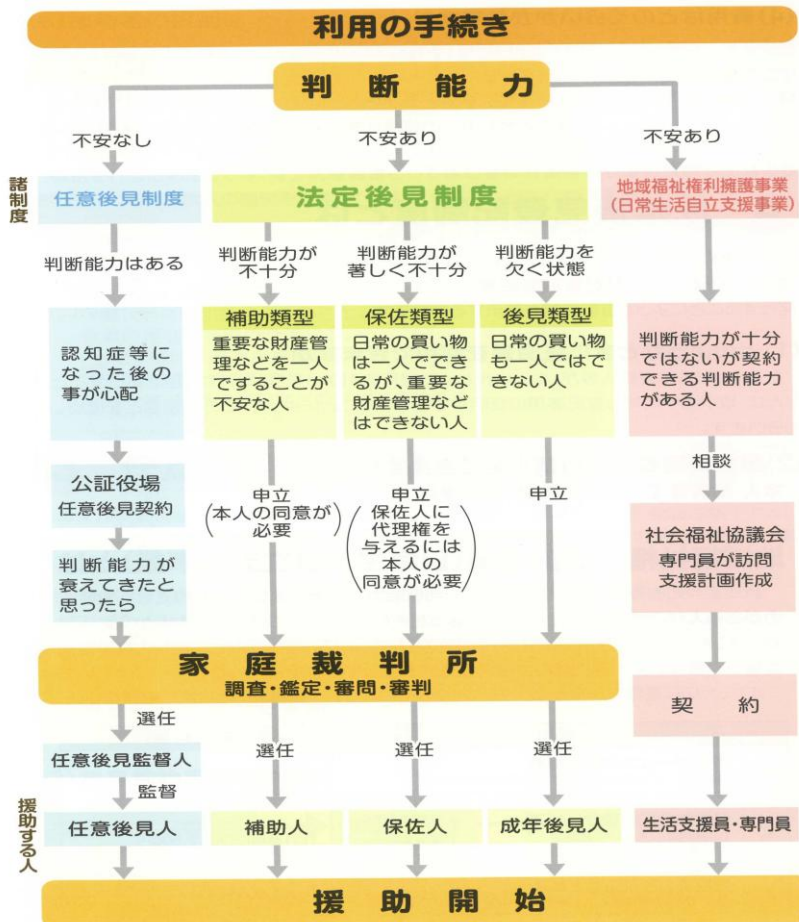
居住支援の特徴

■成年後見制度の利用推進事業

- ・成年後見制度は、判断能力が十分でない人の権利を守る民法に基づく制度で、すでに判断能力が十分でない人を支援する「法定後見制度」と、将来の判断能力低下に備える「任意後見制度」がある。
- ・平成19年度より新宿区社会福祉協議会が新宿区の委託を受け、利用推進事業として取り組みをスタート。

■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

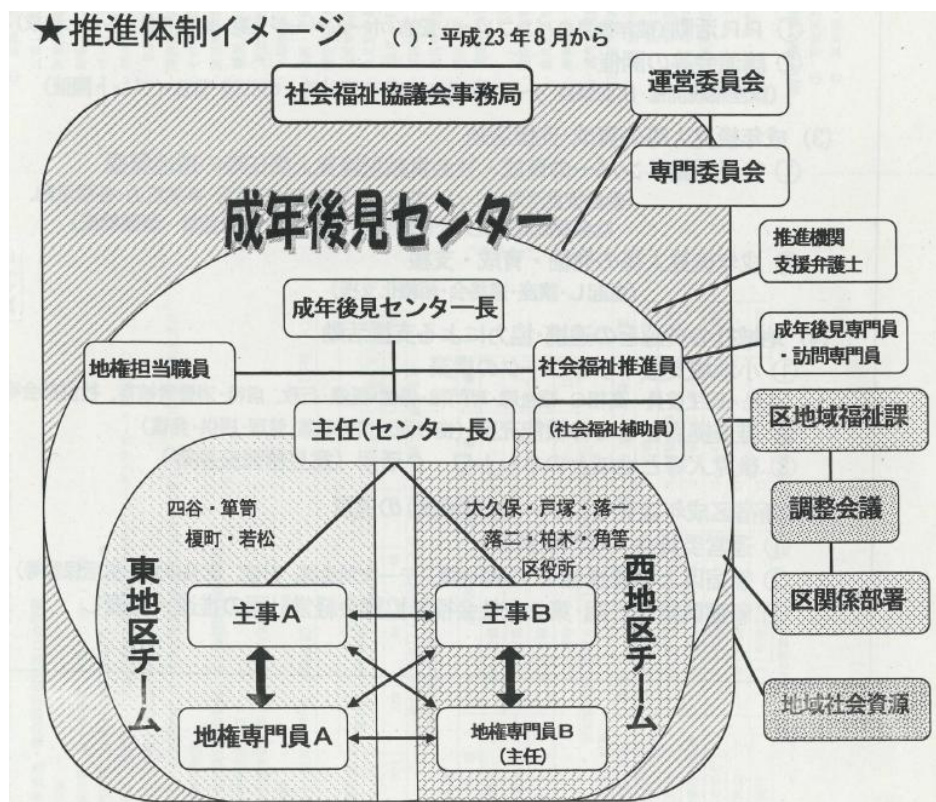
- ・地域福祉権利擁護事業は、判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるように社会福祉法に基づく制度で、本人との委任契約により、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、日常生活に必要な行為の手伝いをしている。（東京都社会福祉協議会委託事業）



## 取組み内容

### ■新宿区成年後見センター

- ・地域福祉権利擁護事業は平成 11 年 11 月に、成年後見制度(旧:禁治産・準禁治産)は平成 12 年 4 月の介護保険と同時期に始まっている。
- ・東京都が区市町村による成年後見制度の利用を進めるため、平成 17 年に「成年後見制度活用あんしん生活創造事業」を開始し、新宿区では平成 18 年の検討委員会での制度推進のあり方について報告をまとめ、その後、平成 19 年度から新宿区社会福祉協議会へ委託し、利用推進事業としてスタートした。
- ・財源については、成年後見制度利用推進事業は新宿区から委託費が、地域福祉権利擁護事業は東京都社会福祉協議会から委託費がでている。地域福祉権利擁護事業は相談支援件数の増加に伴い、体制整備の必要性が出てきている。
- ・成年後見センターでは、新宿区の地域10出張所単位の地区割りを受け、より身近な地域での連携・推進を考え、地区担当制としている。また、成年後見制度利用推進にあたり、地域福祉権利擁護事業の機能活用及び一体的な運営を行っている。
- ・担当職員の人員配置は成年後見の利用推進事業が5名(常勤4・非常勤1)、地域福祉権利擁護事業が2名の合計7名の体制。
- ・主な活動内容は、相談、普及、育成支援の3点。利用推進事業の狙いともなっている。「地域ぐるみの支援」を可能にするという水準を目指してこれら3つの事業を行っている。





## 地域の居住状況

### ■地域福祉権利擁護の特徴

- ・地域福祉権利擁護事業は、利用者の自己決定や生活基盤の安定等のために寄り添った支援を行うという特徴がある。サービス内容は、①福祉サービスの利用援助、②日常的金銭管理サービス、③書類等預かりサービスの3つとなっている。
- ・地域福祉権利擁護事業の平成23年度上半期の利用契約者 38 名(内:生活保護受給者21名)。利用契約者の約7割が認知症であり、精神障害者が約2割、知的障害者が約1割となっている。また、未契約者及び契約に向けて支援を行っている人及び支援件数は、両契約者よりも多い。
- ・認知症等判断能力が低下している人がほとんどなので、本人からの相談はない。ケアマネジャーや地域包括、役所関係、近隣者、親族などが相談に来る。
- ・利用契約者等の支援では高齢認知症者はもちろん多いが、対象者として広がりを見せている層については、精神疾患者に顕著であり、他に若い人や元ホームレスや高次脳機能障害なども徐々に増えてきたという印象である。
- ・契約後、生活保護受給者でない人は利用料の負担感があるかもしれない。(生活保護受給者はサービス内容により一部利用料負担あり)

### ■居住特徴

- ・家族構成については1人暮らしが多い。1人暮らしの場合や夫婦のみの場合で、都外など離れたところに親族がいても連絡がとりづらい状況になっていることがある。
- ・住まいは賃貸アパートが多いが、木造、風呂なし、共同トイレ、冷暖房不備などの居住環境も多い。また、家賃支払いのために生活に困窮している人等や無年金者もいる。
- ・持家(マンション含む)の人もいるが、収入や預金が少なく、生活費に困窮する人もいる。

## 居住支援ニーズ

### ■判断能力の低下した人の居宅支援ニーズ

- ・法定後見の相談が多い。次のような事例がある。ex.本人が認知症のため、銀行窓口での取引が出来ず、銀行側より後見人をつけてほしいとの要望があり、親族が相談にくる場合。また親が亡くなって、知的障害のある子どもの生活支援や不動産管理等が必要になり、支援者が相談に来る場合など。
- ・判断能力の低下にともない、各種手続きができず、また支払いの滞納や部屋が不衛生(exゴミ屋敷状態)な場合もある。近隣者からの苦情や業者からの相談も度々あり、本人がつつがなく暮らせるような生活支援をしないと、現居住地での生活ができなくなってしまうこともある。一方、生活が破綻する前に、支援やかかわりを始めていくことも必要である。
- ・施設入所に向けて、施設側から成年後見人をつけてほしいとの依頼もある。

## 居住支援事業と機能

### ■成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の利用による居住支援事業

- ・センターの当初の体制は 4 名(常勤 2 名、非常勤 2 名)。その後、人員の増員、事業の周知、地域包括の権限強化によるニーズの掘り起こしなどで金銭管理の相談件数が増加した。
- ・高齢者が在宅での生活が厳しくなった時は施設へつなぐこともしているが、実際は要介護度が 4 や 5 でないと入れず、入所までの期間を地域福祉権利擁護事業での支援を行うことも多い。
- ・新宿区では、障害者の地域生活支援事業に居住サポートの支援がある。こういう所とも連携しながら居住支援をしている。
- ・相談を受けとめた後のアクションは相談に至る経緯にもよる。緊急性があっても、成年後見の審判が下りるまでには 1~2 ヶ月かかる。その間を含めて地域福祉権利擁護事業で支えていければ、その後は選任された人につなげることができる。
- ・後見人が選任されればそこで業務を終わりにする訳ではなく、しばらくはサポートに付くこともある。関わりの深さはケママネや近隣者等、誰がキーパーソンになっているのかということでも左右される。本人が何を求めているのか、何ができて何ができないのか、キーパーソンと連携しながら関わっていく形を取っている。
- ・新宿区社会福祉協議会には、所得が生活保護レベル等の人には地域福祉権利擁護事業利用料の減免制度がある。平成 23 年 4 月から創設したばかりなのでまだ事例はない。

### ■市民後見人による居住支援への期待

- ・新宿区では独自の養成事業は行っておらず、東京都の養成事業に参加している。そこでの受講生を受け入れて選任する。今まで 4 件あり、4 件とも社会福祉協議会の監督を受任している。リスクの少ないケースを受けることが多い。これは新宿に限らず東京 23 区同様である。
- ・専門職後見人の不足を補うと期待されているが、東京では当てはまらない。むしろ、市民の目線こそが役に立つ事例もあるから、そういった事例での活躍に期待されている。

## 居住支援の課題

### ■制度理解の課題について

- ・成年後見制度も地域福祉権利擁護事業も、支援を希望する本人や関係者の支援イメージと実際の制度の中でできることとの間にギャップがあることが原因にある。過度に期待されているとそのギャップは埋められない。制度の正しい理解が得ることが重要である。

### ■低所得高齢者に対する居住支援における課題について

- ・新宿区は 10 の地区割りをしていて、地域包括や民生委員など、それにすべての事業を合わせている。社会福祉協議会のボランティアセンターは 5 か所でこれを分担し、成年後見制度利用促進事業や地域福祉権利擁護事業は 2 か所で 10 か所を分担している。こうした小さいエリアでのネットワークづくりをして、これらがさらにつながることによって情報を共有できればよい。

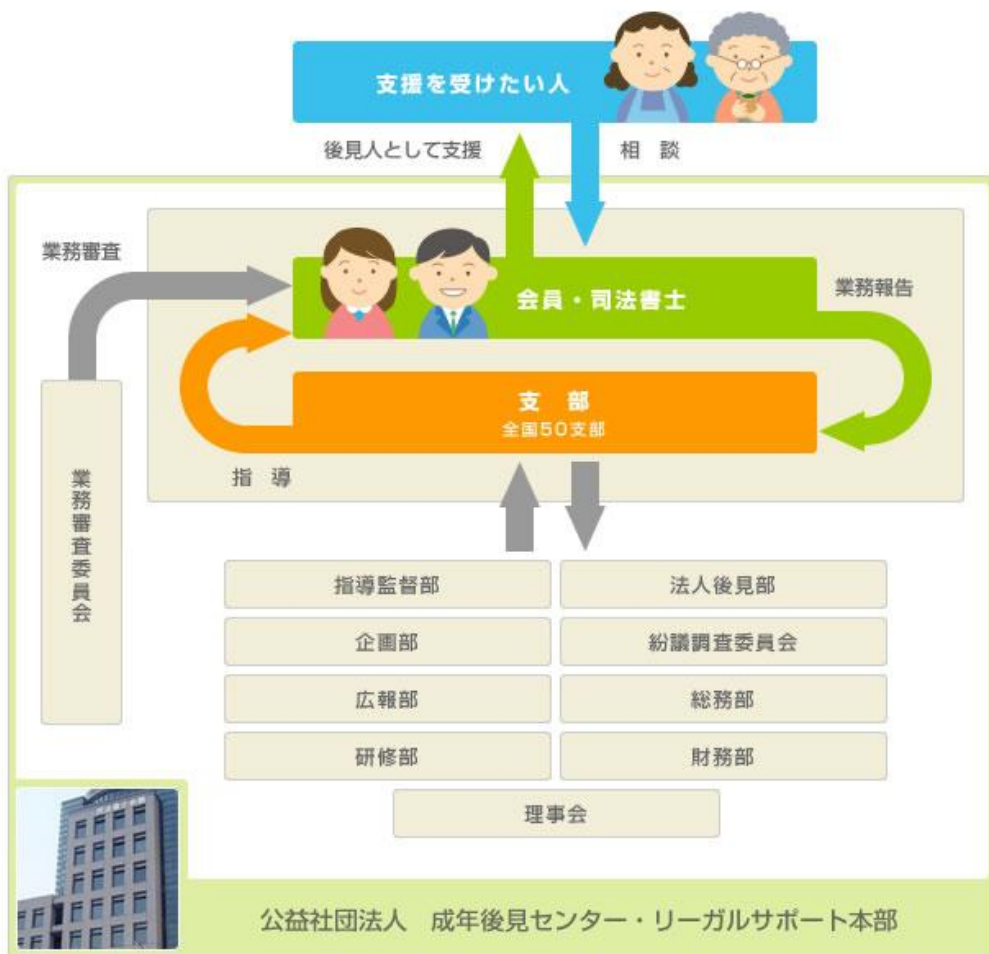
- ・成年後見(法定後見)制度も地域福祉権利擁護事業も判断能力の低下している人が支援の対象者。そのため、多くの問題を抱えている人も多く、本人をめぐるネットワークの構築が重要。
- ・支援のキーパーソンは本人が信頼をおける人である必要がある。
- ・在宅生活が困難になりつつあるケースによっては、このまま新宿で住んだ方が良いのか、それとも別の場所へ行った方が良いのかと考えさせられる。施設に入所したところ、新宿の方がいいと言っていたのに施設で落ち着いていた人もいた。居住支援における選択肢をこれから増やしていければ良いと考える。

(4) 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 東京支部

居住支援の特徴

■成年後見制度

- ・司法書士が後見人として判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面から支援もしくは保護。
- ・平成11年12月、民法の禁治産・準禁治産制度に関する改正により新しくなった成年後見制度では「ノーマライゼーション・自己決定の尊重という理念と本人の保護の調和」が基本理念。そのため、単に財産を管理するに止まらず、本人の生活を支えること(身上配慮義務)が後見人の役割。



## 取組み内容

### ■成年後見センター・リーガルサポート

- ・リーガル・サポートは全国組織で本部のほか全国に 50 支部。会員から会費をもらい、それで運営をしている。スタートは介護保険とほぼ同じ時期で、1999 年からになる。
- ・登録者数は、全体で5700名、東京は933名で一番多い。司法書士全員ではなく、成年後見制度に携わっていこうと考えている司法書士のための団体。
- ・報酬については本人に判断能力がないので、後見人の報酬は家庭裁判所の審判で決定される。年に 1 回の申立て。審判が出たら、管理している本人の口座から引き落とす形式。
- ・報酬の目安はキャッシュレベル(あくまで現金であって不動産は含まない)の資産が 1,000 万円までの場合月額 2 万円。東京家庭裁判所の HP、後見サイトに報酬の目安が掲載されている。
- ・低所得者についてはボランティアでやるようなもの。成年後見制度利用支援事業の報酬助成もあるが手続きが煩雑であるため利用率は低い。助成の財源は、国が 1/2、都道府県と市区町村がそれぞれ 1/4 の負担割合なので手続きが煩雑になる。しぼりも多い(ex.生活保護、首長申立に限る)。
- ・報酬には交通費等の実費は含まない。あくまでも 2 万円というのは報酬の額。実費は、行く先々で預かっている本人の財布から出す。
- ・実費についても報告事項に入っている。金銭管理はガラス張りになっている。

## 地域の居住状況

### ■東京都で成年後見制度を活用している地域的な特徴

- ・利用者の数については、成年後見制度の概況という最高裁判所の HP のサイトに詳細が出ている。東京都の利用者は約 3000 件が監督件数。ほぼ後見で、補助・保佐の段階からの申立はほとんどない。
- ・高齢の利用者は、消費者被害で財産がなくなってしまった人など。近隣などからの相談で社会福祉協議会が入り、その後に司法書士が入る。この段階でほぼ財産はない。年金があれば生活できるがなければ生活保護に頼る。こういうケースが多い。
- ・親(身内)のことを外に出さないという意識を感じる。だから、補助・保佐の段階から親族が申立てることはまずない。
- ・後見人の受け手が少ないのも問題。東京はまだいいが、地方では専門職が少ない。

## 居住ニーズ

### ■低所得高齢者の成年後見制度の利用者ニーズ

- ・利用者は家族との関係が崩壊している場合も多々ある。
- ・成年後見制度を利用すれば、契約の相手方との交渉も後見人がするので、その時点から財産の減少はなくなる。その点では非常に有効な制度である。
- ・判断能力があるうちに利用できる制度は色々あるが、利用者数は増えない。まだ自分は大丈夫

だと思っている人が多いのではないかと。大丈夫だと思っているうちに判断能力が落ちて、保佐・補助ではなく後見になってしまう。

- ・成年後見制度の利用は財産の多寡によって決まるものではない。財産があろうがなかろうが仕事量は変わらない。むしろ、財産のない人の方が大変な場合が多い。
- ・司法書士が入るのはほとんどが人権侵害の状態となった場合。
- ・例を挙げると、億単位の資産が0になっていたということがあった。カードで下して現金払いをしているので、誰に払ったかも分からず回収ができない。
- ・本人が干渉を否定する場合もある。こういうケースではゴミ屋敷になっていたりする。片づけをすることから始めるが、重要書類もゴミの中にあつたりするので立ち会っている。
- ・低所得者へのアプローチということになると思うが、実際、生活保護110番ということをやったらすごい数の相談がきた。無年金の高齢者も増えている。
- ・こういう人たちを支援していくのが成年後見制度なのではないか。弁護士や司法書士、社会福祉士だろうが、ボランティアで支えていくのには限界がある。
- ・市民後見人がボランティアで支えるという話もあるが、その人たちを支えていく制度が必要になる。ドイツには世話人協会というのがあり、さらにこの協会をみる成年後見裁判所というものがあって、両者が一体となっている。こういう制度が日本にはない。

## 居住支援ニーズ

### ■成年後見制度の居住支援ニーズ

- ・以前は、後見人のなり手は100%に近い割合で親族であったが、新しい後見制度では法人や専門職など第三者へと比重が移ってきており後見の社会化が進んでいる。現在、41.4%が第三者の後見人である。
- ・新制度発足後、3年目の平成15年より、人数は司法書士>弁護士となった。報酬の多寡が影響していると考えられる。司法書士はフットワークも軽く、身上監護もやるので受けが良い。
- ・当初は人権擁護の観点から、成年後見人は弁護士が担うと言われていた。しかし、日本司法書士連合会が司法書士もやっという事で、財産管理センター構想を掲げて研修を受けた司法書士のみが名簿登録され報告書も出すことを義務付けた。これがマスコミに出て世論に受け入れられた結果、裁判所のOKが出た。

## 居住支援事業と機能

### ■成年後見制度による居住支援機能

- ・成年後見制度を利用するという選択のテーブルに乗ってくれば積極的に動ける。もっとも、本人が乗る決断をするまでが大変。
- ・本来的な司法書士の業務(不動産の登記等)からすれば、まったく新たな分野である。福祉の人達とのつながりもできるし、市区町村とのつながりも深くなる。必要とあれば福祉サービスにもつなげるし、生活保護の申請もしている。

- ・申立があると、家裁からリーガル・サポートに連絡があり、リーガル・サポートが団体として選任する。低所得者の場合、ボランティアでやれというのに等しいので選任するにしても非常にしづらいものがある。現状ほぼボランティアでやっていることが多い。
- ・在宅での生活が厳しくなった時は施設へつなぐこともしているが、実際は要介護度が 4 や 5 でないと入れない。
- ・後見人となる司法書士はソーシャルワークの研修を受けている。2 年ごとに研修がありこれを受けないと登録できない。東京は 30 地区に分かれていて、各地区で勉強会もある。そこでは事例検討もしている。もっとも、研修も勉強会も大事だが、一番大きいのは現場で学ぶことである。
- ・成年後見業務を職業として捉え収入を得る事業の一部と考えている者もいるが、総じて社会貢献の認識が高い。

### ■市民後見制度による居住支援

- ・大阪の市民後見人はボランティアで東京は報酬がある。東京でもボランティアでやりましょうという話は出ている。
- ・報酬があるからか東京の市民後見人には監督人が必要なので、そうすると監督人の費用の問題も出てくる。逆に大阪には監督人はいないがこれはこれで問題がある。監督人なしで後見人の質を確保できるのかが課題となっている。
- ・リーガル・サポートとしては市民後見人の研修、支援、監督を行う組織が重要だと主張している。どこにすべきかを、現在は国と一緒に考えている。
- ・被後見人を支援していくためには、ネットワークの構築が必要。社協、地域包括、近隣者、場合によっては警察など。専門職であれ市民であれ、後見人もネットワークを担う 1 人だという意識が大切である。

## 居住支援の課題

### ■成年後見制度の利用における課題について

- ・後見人が選定された場合、本人の参政権がなくなる。ドイツの場合は権利を奪わないことを考えると日本は遅れている。他に法人の役員になれない、専門職になれない等の欠格事由がある。
- ・補助にはこういうしぼりはない。
- ・補助の場合の金銭の管理は契約の範囲で行っている。補助は後見や保佐と比べて本人の判断能力があるので、代理権を設定しないと不当な契約でも補助人は取消すことができない。保佐の場合は、保佐人が取消すことも可能である。
- ・制度の利用が恥ずかしいという意識があってはいけない。保佐・補助にあたる段階から自分の権利を守るという意識があれば、制度の利用も増加する。

## ■成年後見制度の支援における課題について

- ・制度の重さを感じる。ドイツは7年で見直しをして、本当に本人に合っているかを確認する。日本は1度認定されたらそのまま。重くなれば類型変更をするが、逆はほぼない。
- ・後見人というのは司法書士にとっても本当に苦勞の多い業務である。
- ・本人を主にしているので、周囲の親族との確執も多い。苦情がくることもしばしばである。ほとんどの場合、司法書士の側に非はないということになるが、非がないとなっても落ち込むこともある。真面目な人ほど大変。
- ・そうした中で、どうしても後見人を辞めるもしくは、辞めたい事情ができる場合もある。その場合は家裁を通じて後見人の選任手続きを改めてもう一度やることになる。
- ・リーガル・サポート内にも委員会を作って後見人となった司法書士の支援をしている。思いのほか利用者が多い。

## ■低所得高齢者に対する居住支援における課題について

- ・報酬が月額2万円では厳しいのが現実。利用者が低所得であるためそれすらないので、なかなか手もいない。助成制度が利用しやすくなれば、なり手も増えてくると思う。
- ・助成制度と市民後見人の育成が必要不可欠。
- ・団塊の世代が急増するので、これからどんどん認知症高齢者、低所得者が増える。こうした人を守らなければならない。消費者被害はすなわち社会に悪がはびこっている状態を示している。これを抑えていくのが社会における成年後見制度の役割である。
- ・こうした中で、低所得者が制度を利用するために、助成制度があるのだからそれを活用できるようにしないといけない。財源にしても新たに社会福祉協議会を作るのに比べたらはるかに格安なのだからもっと充実させるべきであると思う。

(参考) 平成23年3月 成年後見人等の報酬額のめやす

東京家庭裁判所 東京家庭裁判所立川支部

### 2 基本報酬

#### (1) 成年後見人

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬（これを「基本報酬」と呼びます。）のめやすとなる額は、月額2万円です。

ただし、管理財産額（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円～6万円とします。

なお、保佐人、補助人も同様です。



## [住宅密集地の支援]

### (5) 新宿区 A 民生委員・児童委員

#### 居住支援の特徴

##### ■相談支援 『ぬくもり』の配布、心配な人への声掛け

- ・民生委員は 40 歳代はおらず、一番年下で 55 歳。昔は男女半々だったが、今は男 12 人と女性 30 人。新宿区の福祉部管理課が管轄している。
- ・地域の支援がモットー。区のサービスを受けさせられるように、民生委員の研修(会長会、月 1 回)、民生委員 42 名に、月一の定例会で説明する。その他部会(児童部会、高齢者部会等々)が 7～8 回。

#### 取組み内容

##### ■民生委員の活動

- ・日々の活動は、個々の人に任されている。受け持ちによって問題が異なる。
- ・活動費は交通費程度。役職は特別公務員になっている。新宿には 300 人いる。全国で 23 万人くらい。研修時の交通費等は実費負担。

##### ■A 民生委員の背景

- ・昭和 20 年、小学生になるときから住み続けている。戦争の焼き野原の時から町の変遷を見てきた。民生委員としての担当エリアに 65 歳以上が 200 人居住。75 歳以上は限られる。65 歳から 70 歳前半が一番多い。今後、介護の問題が表面化する。現在、5 人に 1 人は 65 歳以上だと思われる。多くの高齢者の方はここで生まれ育った人。

#### 地域の居住状況

##### ■新宿区地域の特徴

- ・少子化傾向。小学校の生徒は減り、近所の中学校は 2 校が廃校。
- ・住宅密集地。古い家と新しい家が混合している。割合は半々だと思う。一軒家が多かったが、最近では生活するのに十分な広さのワンルームも増え、若者が増えた。
- ・簡易宿泊所は昔よりかなり少なくなった。
- ・ホームレスは以前よりだいぶ減ってきた。新宿区でアパートを買い上げて、3 千円で提供。最近では寒いのでアパートを借りるようになった。
- ・新宿区は生活保護が手厚いためか、他の地域からも人が集まってきている。

## ■外国人居住者の増加

- ・新宿区の住民票を見ると15%が外人だが、ほとんどが新しく来た留学生や出稼ぎの人。特徴は稼ぎが安定すると、母国から母親や家族を呼ぶ。
- ・2年前まではそれ程韓国人(以下、朝鮮も含まれている)の店はなかった。人通りが多くなったのは去年から。ここ1~2年間で異常な程増えている。商店街の仲間の大半は店舗を貸してしまっていて、借主は韓国人が多い。
- ・韓国人コミュニティとの接点は、商店街を通じてある。商店街の韓国人の会合がある際に参加のお誘いがある。町会長だけ出席している。以前は商店街に加入しなかったが、景気が良くなるに連れ加入者が増えてきた。

## 居住ニーズ

### ■低所得高齢者の居住ニーズ

- ・家賃相場は4畳一間、木造、トイレ共有で家賃は月額4万円台。ワンルームは月額7~8万は必要。2DK モルタル作りで8万5千円前後。(地価はバブル時高騰したが、現在は坪単価250万円前後。)



不動産店舗前に掲示されている

### ■高齢者の住み替えニーズ

- ・子供と一緒に住んでいる家は、借金を共に背負ってリフォームできるが、お年寄りだけだと直しようがない。ほとんどの子供達は他の土地に住んでいる。
- ・子供と同居するため、家を売却しそのお金で他の地域に家を買ったと聞いたことがある。
- ・跡地に、家族向けの家が建ち売られる。この地域にゆかりのない人が住み始めている。

## 居住支援ニーズ

### ■相談支援のニーズ

- ・虐待問題もあるが、高齢者の相談が一番多い。
- ・健康問題の相談が多い。先々生きていくためにはどうすれば良いか、不安があり相談してくる。解決としては、人にとって話しをすることで前向きになれるので、毎日の生活のはりあい、いきがい、楽しく過ごすためには人が集まる場所に行くことで始まる。

## 居住支援事業と機能

### ■相談支援活動の実際

- ・民生委員の相談支援の中で生活保護のケースは少ない。生活保護までいかない方、1人暮らしで困っている人に手助けして良性的サービスを勧めている。
- ・活動記録を区役所に毎月提出する他、様々な会議への参加。
- ・オレオレ詐欺等への啓蒙活動。町会の掲示板に貼り、毎月の定例会に新宿警察が来て細かい指導があるのでそれを伝えている。
- ・心配な人の家に行ってみ守り、声掛けをする。
- ・普段会える人は良いが、会えない人が一番難しい。「ぬくもり」という新宿区が発行している情報誌がある。「ぬくもり」を配付しているが、それは見て貰うことが目的ではなく、それをきっかけに会うことが大事。しかし、特に男性はノックしても出てきてくれないケースがある。女性の方が出てきてくれる。
- ・介護を受けている方は普段会えなくてもケアマネ等の把握をしている人がいるので安心。
- ・銭湯は良い社交場。今はどこにでもお風呂があるので利用が減っているが、新宿区は、70歳以上はお風呂券をもらえる。他のたまり場として地域センターがある。主に女性が多いが、いろいろな趣味がある人同士集まる。

### ■コミュニティ活動

- ・カラオケの会を運営。20年前から地域センターにて毎月第一木曜日に17:30から21:30までカラオケサークルを開いている。コミュニティーカフェのような役割を果たしていると考えている。
- ・1500円程の参加費、弁当とビール一杯分を注文して、みんな楽しい時間を過ごしている。大正生まれの人も2人参加しているが、とても元気で周囲からの人気も高い。団地の人達にも参加して欲しいが、やはり機会が無い。室内に籠らず、外出する機会を多く持ってもらいたい。よく外出する人は元気な人が多い。元気なことは生活において大切である。お弁当食べて、ビール一杯飲む。人と関わってもらって、昔の歌を歌ってもらう場を作っている。民生委員としてやっている訳ではないが、実際に良い活動になっている。ひとり認知症の方も参加しているが楽しく過ごされている。

## 居住支援の課題

### ■相談支援活動の中から見えてきた課題

- ・個人情報の保護が問題になっている。情報は区役所が持っているが情報共有ができていない。例えば要介護度等などは本人に聞きづらく、本人にとっても聞かれたくない。こういったことから、進まないケースもある。
- ・新宿区役所での会議が平日の日中に開かれる。参加すると仕事に支障をきたすこともある。
- ・町全体の高齢化が懸念される。高齢者だけでは生活できなくなるので、若者が帰ってくればよいと思う。
- ・認知症は外からわからない。生活できていれば、立ち入ることはできない。
- ・住民との関わり合い方が難しい。判断も難しい。どれくらい行動すればよいかわからない。個々の判断で対応していくしかない。
- ・課題は、密集しすぎている。古い家が結構あるので火災等が心配。
- ・マンションだと両隣の人もわからないケースが多い。マンションの高齢者の一人暮らしも増えていて問題。
- ・引きこもりの人は他の人に会いたがらない。民生委員が行っても入れて貰えない。安全を確認ですらできることは限られている。
- ・受け持ちの200人を1人で回することは実質的に不可能。近所におせっかい役的な人が要所にいると良いと思う。“あの人に聞けば5人は分かる”という様な情報のネットワークが必要
- ・「ぬくもり」の配付は約30件程度だが、いない家に行くとは度々行くので、延べだとかなりの回数になる。

## [高齢・孤立化への支援]

### (6) 都営百人町アパート連絡会・百人町3丁目アパート2号棟会

#### 居住支援の特徴

##### ■自治会によるコミュニティ活動と相談支援

- ・自治会で行っているふれあい広場の他にも、自主活動として月に2回、集会室を利用しおしゃべりの会を開いている。今ではアパート全体だけでなく、アパート以外の他の地区などからも「ここに来ると楽しい」とおしゃべりの会に参加している人がいる。

#### 取組み内容

##### ■調査活動への協力

- ・行政からの要望が出来る限り協力してもらいたいというスタンスだったので、調査協力を引き受けた。調査に限らず、沢山くるマスコミなどの取材にも協力している。
- ・3年ほど前の孤独死の取材では、記者たち自身はこちらの現状を理解していたが、マスコミ側としては予め作っていたシナリオがあり、それに沿った形で孤独死のみがクローズアップされた報道がされた。
- ・そのため戸山団地自体に孤立高齢者の孤独死のイメージが強固に付きまとってしまい、それを嫌った住人からの申し出などにより、以前の建物を全て建て替えることをきっかけとして戸山団地から百人町アパートに名称が変更された。戸山という名称は戸山ハイツにしか残っていない。
- ・孤独死の報道が新宿区の高齢者サービス課を動かし、NPO法人と協働でほっと安心サロンの設置に繋がったことも事実。

##### ■連絡会の活動

- ・各棟ごとの代表が連絡会で集まる形で自治を行う。連絡会は戸塚地区と大久保地区で町会連合会の管轄が違う為、2つの町会連合会それぞれに出席して話し合いの内容を伝えることや、自分達が管理する義務のある排水管の清掃や共用部分の整備、業者との交渉などについての情報交換、また行政からの通達の連絡などを月に1回集まって行っている。

#### 地域の居住状況

##### ■百人町アパート(旧戸山団地)の特徴

- ・かつての戸山団地は48棟1000世帯前後が入居していた。その最初の自治会の名称は戸山団地会。それが戸山団地自治会となり全てが1つにまとまっていた。今はそれぞれの考え方で別々に自治を行っている。共益費の金額なども違う。
- ・戸山団地が建設されたのは昭和22年か昭和23年で入居が開始されたのが昭和24年。その

時に、一定額以上の給与があり、補償金を支払える者が入居条件だった。そのため、当時の入居者には大学教授や国家公務員、医者等といった職業の方々が多かった。

### ■百人町アパートにおける孤独死のイメージと実情

- ・生活な困難な方はシルバーピアに入居しており、そうでなくても実際は死亡したまま数週間も気づかれることは殆ど無い。大体 1 日くらいで発見されている。一人で生活していても買い物などによく出かける方の場合は、外出から戻った直後に亡くなられたこともあった。
- ・民生委員として活動していた時、自宅内で亡くなられた方も数名いらっしやしたが、すぐに判明することが多かった。家族の方から電話をしたが出なかった等の申し出があり、自分も行ってみるが様子を確認してみてくれないかと言われ、伺った所亡くなられていたのを見つけた等、住人同士でも体が弱った隣人に食事を作っていて、その日も作りに伺ったら亡くなられていたことを見つけたという事もあった。
- ・百人町アパートは名簿や電話番号が全員分記録してあり民生委員としての活動は楽だった。区役所の要援護者名簿と同じように任意で名前と親戚などの緊急連絡先と行きつけの病院と医師の名前を書いた書類に封をして提出していただいている。その書類は金庫で管理されているが、それ以後の 4、5 年間では一度も使う必要が無かった。

## 居住ニーズ

### ■低所得高齢者の居住ニーズ

- ・平成 10 年に民生委員となった時には、元々昔から住人で生活保護を受給されている世帯は 1 件もいなかった。しかし、高所得の住人が高齢によって退所したため、現在は低所得者の方も入居している。
- ・340 世帯中、48 世帯がシルバーピア。1DKのシルバーピア以外は 20 戸。それ以外は 2DKか 3DK。建て替えにより移住した際には単身世帯が 70 世帯。
- ・住人は高齢者が多いが大体 85 歳まではお元気な方が多い。介護サービス等を利用しながらもある程度自分で生活が出来る。それ以上の年齢になると認知症が進行したり、精神的に弱くなったりしてくるので、気を付けて見守る必要がある。

## 居住支援ニーズ

### ■相談支援のニーズ

- ・通常の住宅と比べてこの百人町アパートの利点は集会所がある事。2 号棟の集会所は 1 号棟、2 号棟合同ブロックとしての集会所となっている。集会所は集会所運営委員会という部会によって運営されている。
- ・自治会としてはそれぞれに個別性があると思うが、何階の誰と言われれば顔と名前は一致する。家族や生活状況まで詳細に把握している訳ではない。この頃はプライバシーの問題から、たとえ救急車が来ても何号室の誰に何があったのかなどは教えてくれない。ただ、それぞれの世帯の

おおよその事は把握している。

- ・情報はおしゃべりの会や、毎月最終日曜日の9:00から17:00まで集会所を開放して自治会が行っているふれあい広場を通じて集まってくる。

### ■百人町アパートにおける住み替えニーズ

- ・現在の百人町アパートの棟数は16。かつての戸山団地の住人は1号棟から11号棟に入居している。2号棟にはかつての戸山団地の9号棟から22号棟までの住人が移住しており、今年で12年目になる。その中でもここ10年間で3分の1の住人は入れ替わっている。入居者の子どもが住宅を継承できていない為。入れ替わりに入居された方は障害を持った方や母子家庭世帯、高齢になり戸山ハイツの住居がバリアフリー化していない為や精神的な疾患の為に元の場所で生活出来なくなり住み替えた方などが多い。

## 居住支援事業と機能

### ■コミュニティ活動

- ・色々なクラブ活動を行っている。参加者を高齢者に限定はしていないが、自然とそうなった。
- ・集会所を使ってカラオケ、舞踊、輪投げ、俳句、ストレッチ、演劇などのサークルがある。
- ・集会所では他にもフリーマーケットや落語家を呼ぶ落語の会、12月の最終日近くには大掃除を行った後、忘年会なども開かれている。
- ・夏休みの終わりには夏祭り、9月に防災訓練、10月に餅つき大会を全て実行委員形式で開催している。そこにみんな出てくる。1号棟、2号棟以外の棟の住人も参加可能だが、現在は1号棟、2号棟の拠出した共益金で運営しているため、そちらを優先している。
- ・2号館の集合所では年に一回、敬老会として米寿の方をお祝いする活動をやっている。毎年米寿の方は6、7名程いらっしゃるが、数が少ないことから85歳以上の住人には全員出席のお誘いのお知らせをしている。何故85歳なのかという声もあったが、80歳以上だと逆に多過ぎて集会所に入りきらない為。
- ・他に4号棟で行っているいきいきサロンこぶしの活動にも関わっている。手芸などの日常的な活動の他にもカラオケや映画、10年前からバスで各地の花見に行ったりもした。支援がある老人会と違い費用がかかるので隔年で行っている。カラオケや映画は決まった日に行っているが、その日ごとに参加する方が全く違う。そのため、用意する題目を合わせるのが大変。

### ■相談支援活動の実際 認知症への対応

- ・住人が高齢化によって認知症になり問題行動が起こるようになると、周囲の住人達はその子どもに引き取ってもらうか施設に入所してもらうといったような話がどうしても出てくる。つまり近隣住人は認知症の人間は自分達の目に入らない所に行ってしまうという意見になりがち。
- ・そういった話題が出る度に、怒りっぽくなるなどの問題行動は認知症のせいであること、その世話を子どもにのみ押し付けようとするところ、最終的に無理であること、周囲の人間がいた

ずらにその家族を責めるのは誤りであり、自分達で認知症による問題行動をできる限り抑えられるような支援を行うべきであるという説明を自治会長の立場から行い、納得して貰うことが出来た。

- ・例えば認知症になると自分の住居の場所が分からなくなってしまい、周囲に訪ねて歩くといった行動がよく見られた。その時にプライバシーに関わることを嫌がるのではなく、これは認知症の症状によるものなので出来るだけ配慮するようにすることを伝えた。そうしてまた自宅が分からなくなった住人を案内するようになったところ、まるで魔法だと非常に喜び、不安が無くなったことによつていつも不安定だった精神状態が安定して落ち着いた状態になったという報告が寄せられた。
- ・諸々の事が全く分からなくなり、一人では日常生活が送れなくなって施設に入所するまではお互いにできるだけ助けあう。そういったことが地域で支えるという事なのだと思う。
- ・最近では住民間でも認知症高齢者の問題行動に対して寛容になってきている。そのように住人が認知症に優しくなれたことがいきいきサロンをやってきて一番良かったこと。

#### ■単身男性高齢者への相談支援活動の実際

- ・最近では単身高齢男性住人の孤立の問題がよく挙がる。地域活動などでも男性の場合は参加することがあまりない。単身高齢となった男性住人に話を聞きに行くと、これから先の事は何も考えていないと話す住人が多い。ただし中にはこれまで出来なかった書き物にチャレンジする等趣味への意欲を見せる住人もいる。
- ・取りあえず周囲の人間と関わる機会が全く失ってしまうのを防ぐことを考えて働きかけをしている。近所の住人がその男性単身高齢者のことが分からなくなってしまう事がいけない。近隣の住人達と何かしらの関わりがあり、状況が他者に把握されているならば、本人が望んでいない活動に無理に参加させたりする必要はない。
- ・隣人とのコミュニケーションが取れていれば、いきいきサロンに直接参加していなくてもそういった集まりで話題として情報が出てくる。
- ・最近あった事例としては、棟の入り口にあるベンチに腰かけてずっと煙草を吸っている男性住人があらわれた。他の住人が挨拶をしても返事を返さないため、すっかり怖がられ、敬遠されてしまった。そこで、人ではなく石のお地藏様に挨拶していると考えればよいと住民を宥め、昼間やる事として人と接することの少ないごみ処理場の仕事を紹介した。
- ・そうしたところ、他の住人から猛反発を受けた。あの人がどれほど迷惑なのか知っているのか等と5時間もかけて抗議をした人もいた。自分が責任を持つので、まずはやらせてみた。そうしたところ、その男性住人も打ち解けてきて、逆に住人のごみの出し方に文句を言うようになった。挨拶をしたのに返さないなどとも言っているので、あなたも以前はそうだったと指摘したりもした。
- ・結局は何もすることが無いのに家に籠らず、外に出てきたということは、どこかで外部とつながりたいと思いつつ、自分から踏み込まずにいたのではないかと考える。
- ・そういった人間へのコーディネートにはタイミングを計った声かけで外部に繋がる必要がある。
- ・百人町アパートの1DKで生活している元ホームレスだと思われる方も挨拶しても返事を返さない。



しかし自転車のサドルが壊れたと相談に来た時に挨拶をしないのは耳が悪いからであることが分かった。

#### ■東日本大震災の震災被災者に対する居住支援活動の実際

- ・東日本大震災の被災者が移住されてくることになった際には住人に呼びかけ、各事業者も協力して集会所で食器類やバスタオル、シーツ等の服や布団と違って支給されないであろう日用品必要な物資の拠出と整理と分配を行った。幸か不幸かその予想は大体当たっていた。意外なことに、爪切り、老眼鏡が無いために欲しいという意見が多かった。余った物資は社会福祉協議会に管理をお願いした。

#### ■地域全体に対する居住支援活動の実際

- ・坂道が多く、買い物に行くのが困難な方の為に月に1回けやき苑で社協と協力して野菜市場を開いている。事業者やNPOが参加を希望しているが、福祉作業所などを優先して参入していただいている。
- ・民生委員と連携をして支援を行っている。民生委員とは出来る限り情報共有するように心がけている。挨拶は必ず返すが段々目が悪くなってきたという事で、高齢者総合相談センターの支援へ繋げたこと等もあった。

### 居住支援の課題

#### ■相談支援活動の中から見えてきた課題

- ・コミュニケーションに乏しい住人に対してのアプローチとして、顔を見たら挨拶するという事はかなり徹底してきている。子ども達もそうしている。ただし中学生、高校生あたりには挨拶をしても返事が返ってこないがこれは仕方が無い。
- ・建物が立ち、そこに人が入ったら自然とコミュニティが作られる訳ではない。コミュニティを作るという明確な意識を持って、人を集めてアプローチをすることが必要。
- ・地域住民の方の中で進んで活動に取り組むキーマンを探して支援を行うことが重要。個人的には主催が表立つことなく、誰もが主役になれるような集まりにすることを心がけて運営している。
- ・活動に参加している方も10年ほど経つとこれまで出来たことが出来なくなってくる。
- ・地域の住人を見守りながら活動を行っていくには、小規模の方が各々の様子をお互いに把握できるので良いのではないかと。
- ・親は子どもの前ではきちんとしようとするため、家族の方が高齢となった親の状態をきちんと把握していないこともある。また、自分の生活があるのにいきなり親の介護を引き受けることは自分達の生活を崩すことに繋がる事にもなりかねない。家族が自分達のみで介護を行おうとすると周囲も支援がしにくい。
- ・最近では統合失調症などの精神障害による生活課題を持った住人が増えている。

## ■百人町アパート自治会の活動についての課題

- ・最近に住人から自治会への要望なども少ない。2号棟には意見箱があり、以前は苦情や悩みが投書されていたが殆ど無い。高齢者より自治活動への関心が薄く、参加しない若年層の方が課題である。
- ・若年層は子育て期間のみとして10年契約で入居している場合が多い。10年間という限られた期間でのみこちらで生活することになるため、腰掛けに過ぎない場所にしがらみが出る自治会の活動などには参加したくないのではないかとと思われる。しかし、この場所で10年間生活することは間違いのない事実であり生活している間はその地域に関わって住人同士でお互いに支え合って行けるようにして欲しい。
- ・控除などの支援制度があるために入居してきた場合は、控除を受けているという事はすなわち家族が多いことである。そういう場合は休日にはその世話に追われることになるので、自治活動に参加している余裕が無いという事情も分かる。ただ、高齢な住人が自分の生活している地域の清掃などを行っている中を若い住人が平気で通り過ぎていくのは如何なものかと考える。
- ・他の棟では自治活動に不参加の場合は罰金制となっているところもある。自分は体が弱くてそういった活動に参加できないが、それは申し訳ないので罰金制にして欲しいという希望が寄せられることもある。しかしそうした場合、自治会側では今度はその徴収した罰金の使い道はどのようにするかといった問題が出てくる。
- ・今は自分と配偶者が自治会活動に従事するという意識はあるが、自分の子どももそれに参加させるという考えは無くなってしまっている。
- ・自分達が行わなければならない地域の活動が出来なくなった時に、その後は地域をどのように支えていくべきかという事が不明であり、そこを考える必要がる。

## ■行政による支援の課題

- ・行政は独居の高齢者を対象に個別支援を行っているが、2人暮らしの高齢者の方で生活が困難であることも多い。記録上は2人で生活していることになっていても、片方が入院していれば一人暮らしと変わらない。
- ・単身生活高齢者に対して2週間に1回のぬくもりだより配達による見守り活動を行っているが、2人世帯の住人にも行って欲しい。

## [簡易宿泊所への支援]

### (7) B 簡易宿泊所

#### 居住支援の特徴

##### ■新宿区の生活保護受給者の受け皿

- ・新宿区役所から紹介された生活保護受給者のみを入居させている。
- ・居住場所が見つかるまで一時的な居住場所の提供。しかしここでの暮らしが良いとして 2、3 年間宿泊していたり、ずっとここで生活している利用者もいる。

#### 取組み内容

##### ■B 簡易宿泊所

- ・山谷の簡易宿泊所と事業内容などは変わらない。居住場所の提供と、朝夕の食事と入浴等のサービス提供事業。
- ・3 階建てで 1 階は部屋数が少ない。2 階より上は各階に 9 室。個室が 2 つ(介護用)、4 人部屋が 5 つあり、残りは 6 人部屋。室内の設備はベッドと引き出しのある箆笥やロッカー。
- ・家賃は新宿区の住宅扶助の上限額である月額 53700 円。1 日分の食費は朝晩 2 食で 1350 円。光熱費は冷暖房費として 1 日 200 円。13 万円前後の生活保護費の中から支払うと手元に 3 万円前後が残る。それが衣服の購入などの自由に使えるお金であるが賭け事や飲酒で使い込んでしまう事が多い。
- ・利用者の入居時に名前と生年月日を記入してもらおう。
- ・人員体制は夜勤者が 2 名。日中は管理者 1 名、寮長 1 名に風呂の準備や清掃を行う職員が 3 名。配膳係が 1 名で合計 7、8 人位。勤務時間は午後 20:00 前後まで。
- ・厨房で調理した食事を出しており 1 回で 80 から 90 食分を作る。食堂では全員は一度に食べられないので入れ代わり立ち代わりで食事を摂る。
- ・朝の献立は主食がパンでおかずが 1 品とコーヒー等の飲み物。夕方は主食のご飯におかずが 3 品と味噌汁等の汁物が付く。お代わりは自由で。昼食は利用者各自で摂る。
- ・洗濯は屋上にある洗濯機で行うが、操作が乱暴なためかよく壊れる。

#### 居住ニーズ

##### ■簡易宿泊所の居住ニーズ

- ・利用者とケースワーカーは月に一回の生活保護受給日には必ず個別面接を行う。それ以外の時でもケースワーカーは小まめに様子を見に来る。
- ・宿内での飲酒、喫煙、喧嘩は禁止されているが、それを破り退所する利用者もいる。特に飲酒が多い。

- ・退所させられた利用者は区役所のケースワーカーの所へ戻るが、そうせぬにいきなりホームレスになる利用者もいる。
- ・利用者の全員が男性。平均年齢は約 65 歳くらいだったが、今はもっと高齢化している。
- ・利用者に家族が面会に来ることは滅多にない。

## 居住支援ニーズ

### ■簡易宿泊所の居住支援ニーズ

- ・ここは手作りの暖かい食事が出るのが良い点。簡易宿泊所の中には、食事が付いておらず、付いていても弁当の配食のみられる。
- ・元ホームレスの方も利用するが、まず不衛生な状態から回復するために毎日入浴していただく。風呂の利用可能時間は午後 13:00 から 20:00 まで。1 度に 4 人まで入浴可能であり、順番に並んでいる。
- ・基本的に自立している利用者が利用対象となっており、生活保護受給者で、かつ日常の生活支援が必要な方は別の簡易宿泊所へ入居する。ただし、受け入れ先が見つからなかった場合は要介護状態の利用者を受け入れる。室内で介護サービスを受けながら生活している利用者もいる。そういった状態の方の部屋は、2 段ベッドを取り外すなどをしてスペースを広げた状態となっている。

## 居住支援事業と機能

### ■簡易宿泊所の居住支援機能

- ・外出は自由であり、門限は午後 22:00 まで。利用者の約 3 分の 2 位は毎日外出している。パチンコ屋へ行ったり、安く酒が飲める場所へ行ったり新宿区役所 大久保地域センターへ行ってボランティアをしている様子。
- ・利用者との関わりや、食材の購入などから周囲も簡易宿泊所と暗黙で分かっていると思う。地域に溶け込んでいる利用者もいる。
- ・食事を食べると元気になる方が多い。入居したばかりはそれ以前より太る人が多い。入ってきた時は空腹であるため食事を大量に食べる。ご飯を 5、6 杯くらいお代わりする。しかし空腹が満たされ入浴もしてさっぱりし、落ち着くと食事量も落ち着く。一度太ってもその後元に戻る。元々大食いの方はそもそも太らない。
- ・かつては冷暖房の使用は節約のため午前 10:00 から午後 16:00 まで禁止していた。しかし最近の気温低下に伴い使用制限を解除した。

## 居住支援の課題

### ■簡易宿泊所における居住支援の課題について

- ・今後の希望としてはもっと住環境を良くしたい。
- ・具合が悪い方は要介護状態とは違い、何かあると救急車を呼ばなければならない。その際には担当のケースワーカーに連絡して病院へ行ってもらおう。
- ・運営管理があるため、必要でなければ付き添わない。見守りの制度も無く、常に見守る事の出来る人員体制ではない。しかし本当に危険な容態であれば付き添わない訳にもいかない。だから体調が悪い方が入居されると困る。しかしここは食事を出す簡易宿泊所なので病院から退院したばかりなどで弱っている人が入居してくる。
- ・亡くなるときは病院が多い。ここで亡くなれると、警察の検証が厳しい。半日位は拘束されてしまう。
- ・老化による嚥下機能の低下により誤飲で死亡する人が多い。先日も肺結核で入院していた人が死亡し、立ち会ってきた。借金の額が大きくなり過ぎて返済できないことを苦に睡眠薬を大量に服用して自殺した利用者もいた。
- ・医療的な支援等は業務外だがここで利用者が生活している以上、体調不良時には見守り的な支援を余儀なくされる。

## 新宿区居住支援ニーズのまとめ

### ■高齢・孤立化への支援対策

- ・既存の見守り事業では孤独死を救い切れていない。その要因として、これまでの行政が行う支援サービスは申請方式に寄っていることが挙げられた。新宿区は「申請方式」ではない、行政側から「支援に踏み出した活動」として、「ぬくもりだより」の配布、ほっと安心ひろば事業を行っている。
- ・地域包括支援センターの取り組みとして、職種を越えたネットワーク作り(百人町ネットワーク、大久保ネットワーク)がみられた。高齢者が発する小さなSOSをキャッチする場所の整備、いかに気楽に話せる場所を作るかが求められる。また、ネットワークはゆるいものが必要。責任を追及されるガチガチのネットワークは作りにくく効果が上がらない。
- ・団地内の孤独死のみがメディアによってクローズアップされたが、実際のコミュニティ活動は活発であった。孤独死のイメージが先行しているが、実情は住民同士が日常的に助け合っている。孤立しやすい单身男性高齢者に対しては、周囲の人間とかかわる機会を全く失ってしまうのを防ぐことを考えて働きかけしている。

### ■住宅密集地への支援対策

- ・街全体が高齢化しており、古い家の密集など火災等が起きた際の防災面が課題。引きこもっている高齢者は他の人に会いたがらない、民生委員が行っても入れてもらえない。安全確認などできることは限定的で、また、民生委員の受け持ちは200人。一人で回ることは実質的に不可能。近所に「おせっかい役」が要所にいるとよく、“あの人に聞けば5人は分かる”というような情報のネットワークが必要。

### ■ホームレスへの支援対策

- ・都心の新宿区にホームレスの方々が集まっている。支援を充実させればさせるほどさらに集まってくる。これは新宿区だけの問題ではなく、財政負担も含めて都市全体の問題として捉える必要がある。特にホームレスに陥る人は、コミュニケーション能力に乏しく、地域の繋がりが少ない人が多い。地域包括も含めていろいろな支援メニューが用意されているが、本人自身が「何が困っているか分からない」ことが根底の問題としてあるため既存のセーフティネットから零れ落ちやすい存在といえる。アウトリーチでキャッチし、そこからコミュニケーションが図られていくことで、自分の課題を発見し身辺を整理することができるようになる。
- ・本人が望む仕事に就労ができることや、日々の生活の中で他人から必要とされることなど、低所得高齢者が社会の中で役割を持ち、それを果たすことで本人が社会に対する有用感を持てるような社会構造を構築することが必要。

## ■簡易宿泊所への支援対策

- ・新宿区の生活保護受給者の居場所として機能している。食事は厨房で料理しており、手作りの暖かいものが出る。ただし、けっして居住環境(6 人部屋)がよいとはいえない。また、高齢者を対象としているわけではないが、区からの紹介は高齢者が多いため、介護や医療を必要とした場合、対応が限定的になる。それでも支援等は業務外であるが、利用者が生活している以上、体調不良時の対応など見守り的な支援を行っている。

## ■権利擁護事業

- ・社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業は、利用があまり進んでいない。利用者の 38 名中 21 名が生活保護受給者で利用料が無料であるため使っても本人負担がないが、生活保護手前の層で必要としている人にたいしては負担感が重い。また、支援を希望する本人と支援イメージと実際のサービスの中でできることの間ギャップがある。本人に代わって判断したり、契約行為はできない制度になっている。
- ・司法書士が行っている成年後見制度は、利用が進んでいるものの、ほとんどが人権侵害の状態であり、困難ケースに対応している。後見人となる司法書士はソーシャルワークの研修を受けており、活動領域もソーシャルワーカーそのものであった。一方で、報酬月額が管理財産額 1000 万円以下でも 2 万円のため低所得高齢者では利用が厳しい。生活保護者や、その手前の層を守っていくためにも本制度の積極的活用は必須であり、利用料の助成制度をより充実させていくことが必要。

### 3-3-2 茨城県つくばみらい市等エリアの居住支援ニーズ調査

- ①つくばみらい市役所 産業経済課 都市計画課 企画政策課 介護福祉課
- ②社会福祉法人ゆっこら つくばみらい地域活動支援センターふれんず
- ③(株)ドリームゲート21 デイサービス優善
- ④社会福祉法人竹育会 特別養護老人ホームぬくもり荘

※市街地

住み替えニーズ中・生活支援ニーズ中  
新住民（稼働層多、中・高所得）

※農村部

住み替えニーズ低・生活支援ニーズ高  
在住住民（高齢化率中、低所得）



※つくばみらい市HP つくばみらい市あんしんマップ引用

市街地

住み替えニーズ低・生活支援ニーズ高  
旧新住民（高齢化率低、中・高所得）

※旧市街地

住み替えニーズ高・生活支援ニーズ高  
旧新住民（高齢化率高、低所得）